

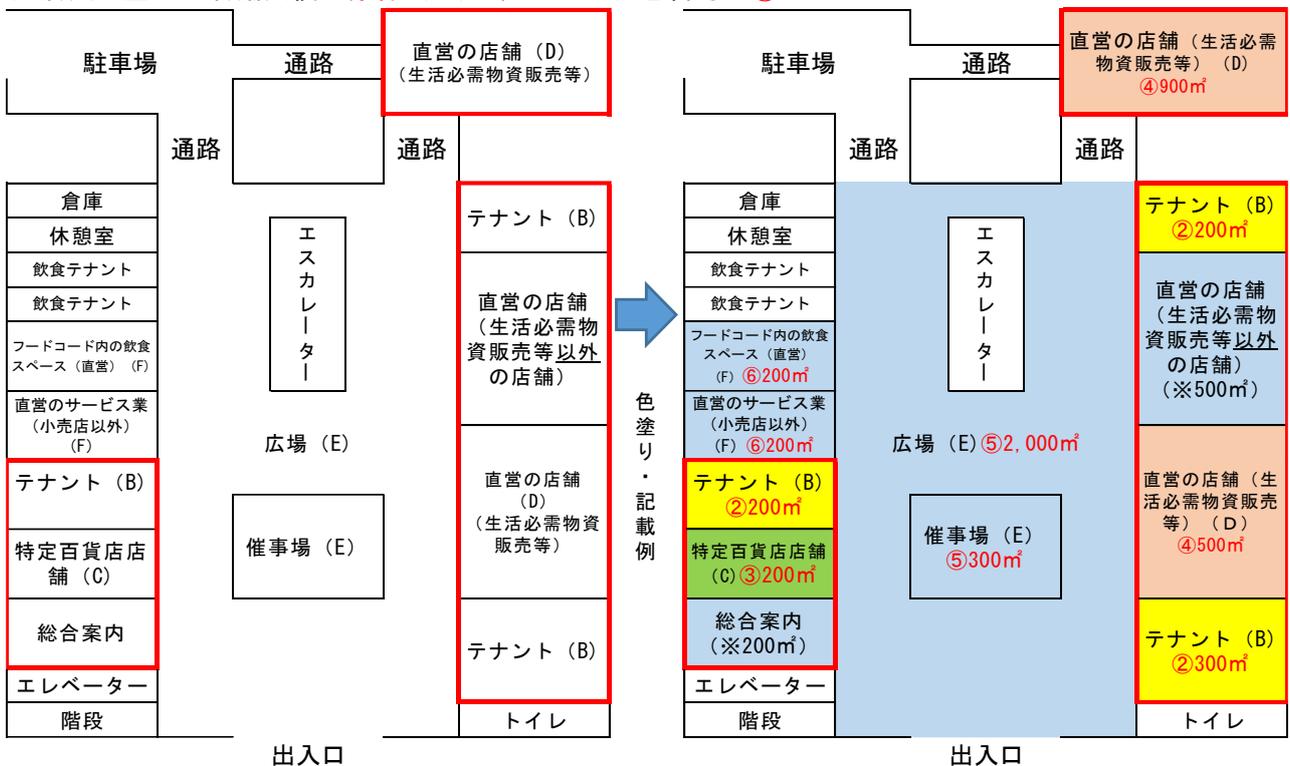
大規模施設等協力金 自己利用部分面積に係る平面図等の作成例について (様式別紙3 自己利用部分面積算定シート対応)

この資料は、大規模施設等協力金のうち、「特定大規模施設運営事業者向け協力金」で、自己利用部分面積が2,000㎡以上の場合に必要な「自己利用部分の時短営業面積がわかる書類（協力金の対象として申請する部分を色塗りした平面図等）」及び「別紙3 自己利用部分面積算定シート」の作成例を示したものです。申請書類作成の参考としてください。

《例1 大規模小売店舗立地法（以下「大店法」という。）適用あり（別紙3（1）①） 大店法上の店舗面積から対象外面積を除いて算定する場合》

(1) 添付する平面図

大店法に基づく店舗面積＝赤枠（A）3,000㎡ 任意番号＝①



ア 「大店法で届出を行っている店舗面積（A）」を確認します。この例では、施設のうち赤枠内の3,000㎡とします。（A）赤枠の別紙3と対応する任意の番号はこの例では①とします。

イ （A）の赤枠内から、控除項目である「（B）テナント事業者の面積」、「（C）特定百貨店店舗の面積」、「（D）直営の生活必需物資販売等の面積」に該当する部分を着色し、面積の㎡数と任意の番号（この例では（B）＝②、（C）＝③、（D）＝④）を記載します。

ウ 大店法の店舗面積以外で、「（E）催事利用実績のある屋内広場等」や、「（F）飲食店向け時短協力金の対象外の部分（フードコート内に直営（賃貸なし）の飲食スペースがある場合等）、直営の小売店以外のサービス業」に該当する部分があれば、自己利用部分として加算することができますので、その面積を着色し、面積の㎡数と任意の番号（この例では（E）＝⑤、（F）＝⑥）を記載します。

大店法の店舗面積のうち、自己利用部分面積となる面積（「直営の店舗（生活必需物資販売等以外）500㎡」と「総合案内200㎡」）も同じ色で着色します。

これにより、この例の場合は、青色に着色された部分が自己利用部分面積となります。

(2) 別紙3 自己利用部分面積算定シートの記載

①大規模小売店舗立地法の届出面積（店舗面積）から対象外面積を除いて算定する場合

項目		面積 (㎡)	添付図面の番号 (図面は該当箇所を色塗りし、 本シートと対応する任意の番号 と面積を記載してください。)
大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積 <u>(A)</u>		3,000	① (赤枠)
控除	テナント事業者の区画面積 <u>(B)</u>	700	② (黄色)
	特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画面積 <u>(C)</u>	200	③ (緑)
	直営の生活必需物資販売等の区画面積 <u>(D)</u>	1,400	④ (桃色)
加算	施設の屋内にある、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積 <u>(E)</u>	2,300	⑤ (青)
	(A)には含まれない面積のうち、運営事業者が直営で一般消費者向け事業の用に供している面積（小売店以外のサービス業や飲食店向け時短協力金の支給を受けていない飲食店業） <u>(F)</u>	400	⑥ (青)
協力金の対象となる自己利用部分面積 <u>(A - B - C - D + E + F)</u>		3,400	⇒この面積を別紙2 計算シート の自己利用部分面積に記入

ア 別紙3には、平面図に記載した内容と対応するように記載します。

(A)には大店法で届出を行っている店舗面積である3,000㎡と、任意の番号①を記載します。

控除項目の(B)～(D)には、平面図に記載した面積と任意の番号を記載します。

イ 加算項目(E)、(F)には、平面図に記載した面積と任意の番号を記載します。

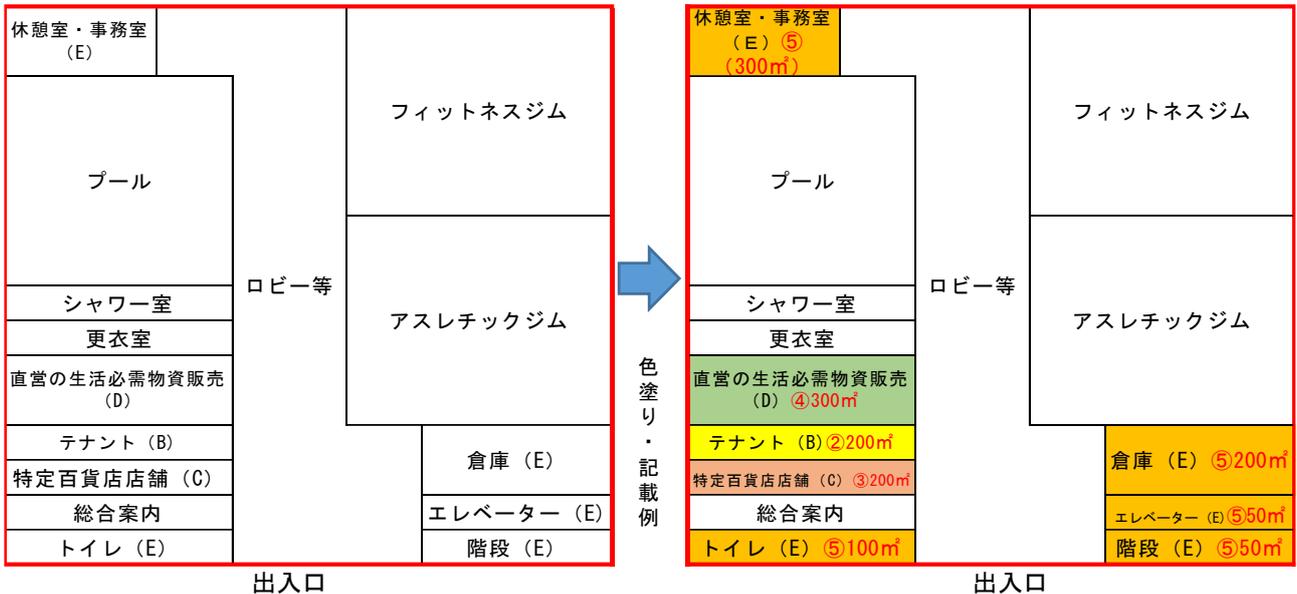
ウ 大店法の店舗面積3000㎡から(B)～(D)の控除項目を除外し、大店法上の店舗面積のうち、自己利用部分面積は700㎡（「直営の生活必需物資販売外の店舗500㎡」と「総合案内200㎡」）になります。

そこに、大店法上の店舗面積以外で加えることができる(E)2,300㎡と(F)400㎡を加え、この例の自己利用部分面積は、3,400㎡となります。

《例3 大店法適用なし（別紙3（2）①）建築物の床面積から対象外面積を除いて算定する場合》

（1）添付する平面図

建築物の床面積の合計=赤枠（A）3,000㎡ 任意の番号①



ア 「建築物の床面積の合計（A）」を確認します。この例では、赤枠内の3,000㎡となります。（A）赤枠の別紙3と対応する任意の番号は、この例では①とします。

イ （A）の赤枠内から、控除項目である「（B）テナント事業者の面積」、「（C）特定百貨店店舗の面積」、「（D）直営の生活必需物資販売の面積」、「（E）一般消費者が立ち入らない部分やサービス提供を直接行わない部分の面積」に着色し、面積と任意の番号（この例は（B）から順に②～⑤）を記載します。

（2）別紙3 自己利用部分面積算定シートの記載

①建築物の床面積から対象外面積を除いて算定する場合

項目		面積（㎡）	添付図面の番号 （図面は該当箇所を色塗りし、 本シートと対応する任意の番号 と面積を記載してください。）
建築物の床面積の合計（A）		3,000	①（赤枠）
控除項目	テナント事業者の区画面積（B）	200	②（黄色）
	特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画面積（C）	200	③（桃色）
	直営の生活必需物資販売等の区画面積（D）	300	④（緑）
	階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等の、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（E）	600	⑤（オレンジ）
協力金の対象となる自己利用部分面積 （A-B-C-D-E）		1,700	⇒この面積を別紙2計算シートの自己利用部分面積に記入

ア 別紙3には、平面図に記載した内容と対応するように記載します。

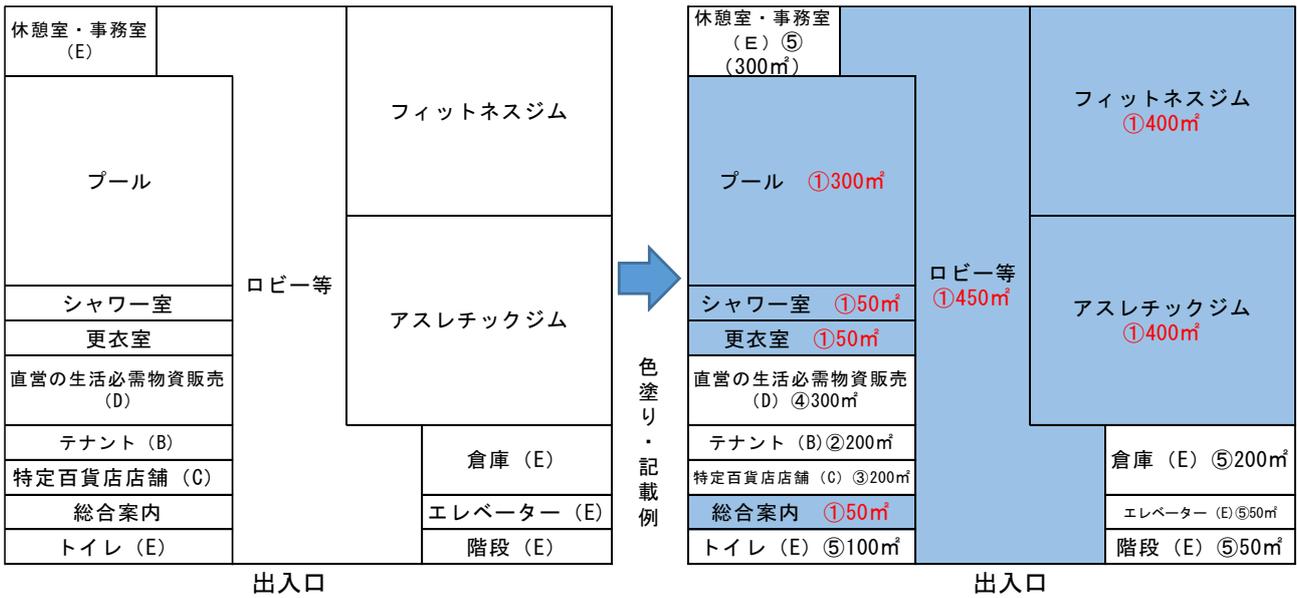
（A）には建築物の床面積の合計である3,000㎡と、任意の番号①を記載します。

控除項目の（B）～（E）には、平面図に記載した面積と任意の番号を記載します。

イ 3,000㎡から（B）～（E）の面積を除外し、自己利用部分面積は1,700㎡となります。

《例4 大店法適用なし (別紙3(2)②) 協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合》

(1) 添付する平面図



ア 建築物の床面積の合計のうち、自己利用部分面積がわかるように着色します。その際、自己利用部分面積の対象外となる (B) ~ (E) の部分は除きます。

イ 着色した部分に任意の番号 (この例では①) と面積を記載します。

(2) 別紙3 自己利用部分面積算定シートの記載

②協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合

項目	面積 (㎡)	添付図面の番号 (図面は該当箇所を色塗りし、本シートと対応する任意の番号と面積を記載してください。)
協力金の対象となる自己利用部分面積	1,700	① (青)

ア 別紙3には、着色した自己利用部分面積の合計と、図面と対応する任意の番号 (この例では①) を記載します。

イ この例の自己利用部分面積の合計は、「フィットネスジム 400 ㎡」 + 「アスレチックジム 400 ㎡」 + 「ロビー等 450 ㎡」 + 「プール 300 ㎡」 + 「シャワー室 50 ㎡」 + 「更衣室 50 ㎡」 + 「総合案内 50 ㎡」 = 合計 1,700 ㎡となります。